



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

和歌山労働局

Press Release

橋本労働基準監督署 発表
令和6年7月19日（金）

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～ 墜落防止措置を講じていなかった疑い ～

橋本労働基準監督署（署長 ^{つばきはら} 椿原 ^{けいた} 啓太）は、本日、サンミック株式会社及び同社取締役を労働安全衛生法違反の疑いで和歌山地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年2月20日、和歌山県伊都郡かつらぎ町の同社繊維工場内において、高さ約2.6メートルの場所で労働者が自動織機に供給する巻糸の交換作業を行う際、手すり等の墜落防止措置が講じられていなかった疑い。

1 被疑者

- サンミック株式会社
所在地：和歌山県伊都郡かつらぎ町
事業内容：繊維工業
- 取締役A

2 違反条文（別添参照）

被疑者サンミック株式会社、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反
同法第21条第2項
労働安全衛生規則第519条第1項
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年2月20日、和歌山県伊都郡かつらぎ町の同社繊維工場内において、カーペットの自動織機に付設された、高さ約2.6メートルの作業台の端で、被疑者サンミック株式会社が労働者Bに、同機に供給する巻糸の交換作業を行わせていたところ、Bが墜落して負傷するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の場所で作業を行う場合、墜落による危険を防止するため、作業床の端に手すり等を設置しなければならないことが規定されていますが、災害発生当時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

○労働安全衛生法（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五條又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

（第2号～第4号 略）

第一百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（抄）

（作業床の設置等）

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。